2　社会福祉連携推進法人の理事及び監事について、社会福祉法のほか、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者を欠格事由とすることとした。（第三四条関係）

3　社会福祉連携推進法人が特別の利益供与を行ってはならない関係者について、社会福祉連携推進評議会の構成員、社会福祉連携推進法人の基金の拠出者等とすることとした。（第三五条関係）

4　この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

## ◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第三〇三号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正（第一条関係）

1　障害等級の一級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすることとした。

㈠　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

㈡　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

㈢　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

㈣　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

2　障害等級の二級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすることとした。

㈠　両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

㈡　一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

㈢　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

㈣　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

二　厚生年金保険法施行令の一部改正（第二条関係）

1　障害等級の三級に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすることとした。

㈠　両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの

㈡　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの

㈢　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの

2　障害手当金の受給権者に該当する障害の状態のうち、両眼の視野に係るものを両眼による視野が二分の一以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、Ⅰ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が一〇〇点以下若しくは両眼中心視野視認点数が四〇点以下に減じたものとすることとした。

三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正（第三条関係）

副作用救済給付及び感染救済給付に係る障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、一に準じた改正を行うこととした。

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）

後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の資格の取得に係る障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、一の2に準じた改正を行うこととした。

五　廃止前農林共済法施行令の一部改正（第五条関係）

移行障害共済年金の受給権者に該当する障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、一及び二の1に準じた改正を行うこととした。

六　旧農業者年金基金法施行令の一部改正（第六条関係）

経営移譲年金の支給停止の要件に係る障害の状態のうち、視覚障害に関するものについて、二の1に準じた改正を行うこととした。

七　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第八条関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

## ◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三〇四号）（厚生労働省）

1　老齢基礎年金の振替加算等の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定（以下「フィンランド協定」という。）に係る相手国期間を考慮する場合には、昭和一七年六月以後の相手国期間とするものとすることとした。（第二二条関係）

2　障害基礎年金等の支給要件について、フィンランド協定に係る相手国期間中に初診日のある傷病又はフィンランド協定に係る相手国期間中に発した傷病に相当するものは、フィンランド特定保険期間（フィンランド協定の規定に基づきフィンランド実施機関（フィンランド協定に規定するフィンランド共和国の実施機関をいう。以下同じ。）が証明した保険期間をいう。以下同じ。）中に初診日のある傷病又はフィンランド特定保険期間中に発した傷病とするものとすることとした。（第二六条、第五九条、第六三条、第一〇三条第二項、第一一四条及び一一七条第二項関係）

3　遺族基礎年金等の支給要件について、フィンランド協定に係る相手国期間中に死亡した者に相当する者は、フィンランド特定保険期間中に死亡した者とするものとすることとした。（第二八条及び第六五条関係）

4　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）による厚生年金保険の加入の特例の対象となる社会保障協定として、フィンランド協定を追加することとした。（第五〇条関係）

5　障害手当金の支給要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、フィンランド協定に係る相手国期間を追加することとした。（第六一条関係）

6　フィンランド協定に関し、法の規定を適用することにより支給する給付等については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となるフィンランド協定に係る相手国期間は、昭和一七年六月以後の相手国期間とするものとすることとした。（第三四条、第三五条、第三八条、第四〇条、第七二条、第七三条第一項、第三項及び第四項、第七七条第一項及び第三項、第八四条第三項、第一〇五条、第一〇八条、第一一九条第一項及び第三項、第一二三条第一項及び第三項並びに第一二七条第三項関係）

7　審査請求等の手続について、相手国法令の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由して行うことができる特例の対象となる相手国法令として、フィンランド共和国の法令を追加することとした。（第九〇条関係）

8　日本側保有機関（日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会をいう。）が、相手国側保有機関（相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等をいう。以下この8において同じ。）からの要請に基づいて、一定の場合に限り、自らが保有する情報を相手国側保有機関に対して提供することができる特例の対象となる社会保障協定として、フィンランド協定を追加することとした。（第九一条関係）

9　市町村長が、相手国年金の受給権者に対して、戸籍事項の無料証明を行うことができる特例の対象となる社会保障協定として、フィンランド協定を追加することとした。（第九三条関係）

10　国民年金法施行令の規定により市町村長が行うこととされている事務のうち、フィンランド協定の規定によりフィンランド実施機関を経由して提出された申請等に係るものについては、厚生労働大臣が行うものとすることとした。（第九六条関係）

11　この政令は、フィンランド協定の効力発生の日から施行することとした。